

丸岡城城山整備基本計画策定業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 6 月 5 日 公告

坂井市教育委員会事務局文化課

1 目的

坂井市では、「坂井市文化財保存活用地域計画」「重要文化財丸岡城天守保存活用計画（仮）」に基づいて、国指定重要文化財・丸岡城天守の保存と活用に取り組んでいます。また、「坂井市歴史的風致維持向上計画」「丸岡城周辺整備基本計画」を策定し、丸岡城天守を取り巻く環境の整備に取り組むこととしています。

本業務は、重要文化財丸岡城天守を良好な状態で維持し、適切な公開と活用に資することを目的として、立地する小丘（以下、「城山」という。）を含めたエリアの文化財的価値を高め、環境を整備するために必要な事項を整理することを目的としています。業務の実施にあたっては、価格だけでなく、豊富な知識と高い企画力、専門分野の調査力、実績等の観点から、本業務に最も適した委託業者を選定するため、次の通り公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の概要

- (1) 名 称 丸岡城城山整備基本計画策定業務
- (2) 対象地域 福井県坂井市丸岡町霞町1丁目 地係
- (3) 業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月1日まで
(債務負担行為に基づく複数年度契約)
- (5) 見積限度額 18,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）
(p10参照 債務負担行為の設定による)

3 プロポーザルの方式

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加形態

- (1) 参加者は、法人格を有し、福井県内に本社、営業所等のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、営業所等での重複参加は認めません。

5 プロポーザルの参加資格要件

参加者は、本業務を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備えるとともに、次の要件を満たすものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定

に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、国や地方自治体の競争入札に関し、指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てをなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (5) 過去一年間に国税及び地方税等の滞納がないこと。

6 プロポーザル参加不適格者

次の者は、本プロポーザルに参加できません。また、参加者は、本プロポーザルに関し、次の者から直接又は間接的に支援を受けることはできません。

- (1) 本プロポーザル審査委員会の委員
- (2) 坂井市政治倫理条例（平成19年坂井市条例第1号）第3条第1項及び同施行規則（平成19年坂井市規則第2号）第3条に規定する「議員及び市長等の配偶者、2親等以内又は同居の親族及び議員及び市長等が役員をしている企業」並びに「議員及び市長が実質的に経営に携わる企業（市の出資法人を除き、次に掲げる企業をいう。）」
 - ①議員及び市長等が資本金、その他これらに準ずるものの5分の1以上を出資している企業
 - ②議員及び市長等に年額100万円以上の報酬等を支払っている企業
 - ③議員及び市長等が経営方針に関与している企業

7 プロポーザルの日程

プロポーザルの日程は、次のとおりです。

	期間・期日	項目	備考
1	令和6年6月5日（水）	プロポーザル実施の 公告	坂井市ホームページ 上で公表及び公告
2	令和6年6月7日（金）～ 令和6年6月13日（木） 午後5時	参加表明書等の提出 に関する質問の受付 期間	
3	令和6年6月10日（月）～ 令和6年6月14日（金）	参加表明書等の提出 に関する質問の回答 期間	坂井市ホームページ 上で随時回答
4	令和6年6月10日（月）～ 令和6年6月18日（火） 午後5時	参加表明書等の提出 期間	持参又は郵送
5	令和6年6月20日（木）以降	参加資格審査結果の 通知	郵送
6	令和6年6月21日（金）～ 令和6年6月27日（木）	企画提案書等の提出 に関する質問の受付 期間	
7	令和6年6月24日（月）～ 令和6年7月1日（月）	企画提案書等の提出 に関する質問の回答 期間	
8	令和6年7月2日（火）～ 令和6年7月9日（火） 午後5時	企画提案書等の提出 期間	持参又は郵送
9	令和6年7月11日（木）～ 令和6年7月17日（木） 予定	企画提案書等の審査 （プレゼンテーション及び ヒアリング）	左記の期間で日時を 調整して開催
10	令和6年7月18日（木） 予定	審査結果の通知	郵送

※以上のスケジュールは諸般の事情により変更する場合があります。

8 プロポーザルへの参加表明等

(1) プロポーザル実施の公表方法等

- ①公表方法 坂井市掲示板に公告、坂井市ホームページ上で公表及び公告
- ②配布期間 令和6年6月5日（水）から
- ③配布方法 坂井市ホームページからダウンロード

(2) 参加表明書等の提出

- ①提出書類 次の書類を正本1部、副本各5部提出すること。副本5部は複写可とします。添付書類1～3は各1部とします。

様式第1号	プロポーザル参加表明書
様式第2号	会社等概要説明書
様式第3号	業務実績確認書※成果品を1部添付すること
様式第4号	業務実施体制表
様式第5号	参加資格に関する誓約書
添付書類1	決算報告書（直近3期分）
添付書類2	法人登記簿謄本
添付書類3	国税及び地方税の納税証明書

- ②提出期間 令和6年6月10日（金）～
令和6年6月18日（木）午後5時【必着】
- ③提出場所 坂井市役所教育委員会事務局文化課
- ④提出方法 直接持参又は郵送することとします（必着）。
持参による受付は、午前8時30分から午後5時までとします（土日、祝日を除く）。
郵送により提出する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。なお、本市は郵送事故等の責任は、一切負いません。
- ⑤その他
ア 提出期限内に参加表明書等を提出しなければ、本プロポーザルに参加することはできません。
イ 提出された参加表明書等は、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却しません。
ウ 参加表明書等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。
エ 参加表明書の提出日以降に参加を辞退する場合は、6月19日（水）午後5時までに、書面による辞退届（任意

様式・押印有)を、文化課へ、直接持参又は郵送すること。

(3) 参加資格の審査

参加表明書等の提出書類に基づき参加資格の審査を行います。

参加資格審査の結果は令和6年6月20日(木)以降、郵送で通知します。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 ①様式第6号ー1～8 企画提案書

②様式第7号 見積書及び積算内訳書

(2) 提出部数 正本1部、副本5部提出すること。また、PDF形式のデータをCDなどに格納して1部提出すること。

(3) 提出期限 令和6年7月9日(火)午後5時【必着】

(4) 提出場所 坂井市教育委員会事務局文化課

(5) 提出方法 直接持参又は郵送することとします(必着)。

持参による受付は、午前8時30分から午後5時までとします(土日、祝日を除く)。

郵送により提出する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。なお、本市は郵送事故等の責任は、一切負いません。

企画提案書等を受理した後は、追加・訂正は認めません。また、提出された企画提案書等は、返却しません。

(6) 企画提案書作成上の留意事項

①企画提案書

ア 本プロポーザルの実施目的や「丸岡城城山整備基本計画策定業務仕様書」の内容を踏まえて、具体的に提案すること。

イ 企画提案の課題は次のとおりです。提案は全て企画提案書に記載すること。

- 1) 計画作成の基本的な考え方
- 2) 整備基本構想に関する提案
- 3) 整備基本計画に関する提案
- 4) 業務実施体制について
- 5) スケジュール
- 6) 業務実績
- 7) 独自提案

ウ 企画提案書の中で、第3者の著作権を使用する場合は、著作権法に

定められた場合を除き、当該第3者の承諾を得ること。

- エ 提案は1者につき1提案とします。提出後の変更・加筆は、認めません。
- オ A4版縦型、横書き、片面印刷、文字サイズは原則として11ポイント以上とします。ただし、図表等の表現の都合上、記述の方法等を一部変更することは差支えないものとします。
- カ 枚数は、表紙を含め全体で10枚以内とします。ページ番号は、表紙の次のページから各ページの下段真ん中に通し番号を記載すること。
- キ 表紙は、様式第6-1です。正本の表紙のみ提案者名を記載し代表者印を押印すること。副本の表紙には提案者名を記載しないこと。審査の公平を期すために、正本の表紙以外に、提案者名称、略称、記号等、提案者を特定できる内容を記載しないこと。
- ク 本市が要求している以外に、有効な提案があれば提案することができるものとします。この場合、提案できるものは、今回の委託上限額の範囲内のものに限り、その費用と実現方法を提示すること。

②見積書及び積算内訳書

- ア 「丸岡城山整備基本計画策定業務仕様書」による見積金額を記載すること。
- イ 見積書に記載する価格は、消費税及び地方消費税を含まないこと。
- ウ 積算内訳書に、人件費、諸経費等の内訳が判断できるように詳細に記載すること。
- エ 様式第7号を使用し、正本1部のみ、参加者名等を記載の上、契約権限者印を押印すること。副本5部には、参加者名等を記載しないこと。なお、副本5部は複写可とします。
- オ 本プロポーザルで提出を求める見積書は、最優秀提案者選定のための資料であるので、見積書には、参加者の提案内容を実施する場合の見積価格を記載すること。なお、提出された見積書の額は、業務を実際に委託する際の契約額ではありません。

10 質問の受付

参加表明書の提出又は企画提案書等の提出に関して質問がある場合は、質問書（様式第7号）により受け付けます。

（1）提出先

坂井市教育委員会事務局文化課 bunka@city.fukui-sakai.lg.jp

（2）提出期間

①参加表明書等の提出に関する質問

令和6年6月7日（金）～令和6年6月13日（木）午後5時【必着】

②企画提案書等の提出に関する質問

令和6年6月21日（金）～令和6年6月27日（木）午後5時【必着】

（3）提出方法

質問書（様式第8号）に質問事項を簡潔に記載し、（1）提出先に記載したアドレスへ電子メールにより提出すること。送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。なお、本市は、電子メールの送受信に関するトラブルに関しては、一切責任を負いません。

（4）回答

受け付けた質問に対する回答は、坂井市ホームページ上に掲載します。回答内容は、本要領の修正又は追加とみなします。なお、質問に対しての個別の回答や電話などによる対応は一切行いません。

11 書類様式

本要領に様式が示されているものについては、様式を使用してください。様式の定められていないものは任意とします。

様式番号	様式名	提出部数
様式第1号	プロポーザル参加申込書	正本1部 副本5部 (クリップ留め)
様式第2号	会社等概要説明書	
様式第3号	業務実績確認書（過去5年間）	
様式第4号	業務実施体制表	
様式第5号	公募型プロポーザル参加資格に係る誓約書	
添付書類1	決算報告書（直近3期分）	各1部 (クリップ留め)
添付書類2	法人登記簿謄本	
添付書類3	国税及び地方税の納税証明書（直近1年分）	
様式第6号	企画提案書 ・A4判縦型に横書き10枚以内（表紙含） ・文字サイズは原則11ポイント以上とする	正本1部 副本5部 (クリップ留め)
様式第7号	見積書及び積算内訳書 ・見積書に記載する価格は税抜き価格とする ・積算内訳書は任意様式とし、人件費、諸経費等の内訳が判断できるよう詳細に記載すること	

様式第 8 号	質問書	
---------	-----	--

12 選定委員会の実施

(1) 選定委員会

本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、丸岡城山整備基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。審査委員会において、次に示す審査基準に基づいて、企画提案書等の審査を行い、最優秀提案者（優先交渉権者）を 1 者選定します。審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(2) 選定委員会の日時及び場所

企画提案書を提出した事業者に対し、別途通知します。

(3) 審査の基準

提案書等の評価項目については、以下のとおりとします。

1. 業務実績・実施体制及び計画に関する提案

- ① 業務目的の達成、理解度
- ② 整備基本構想に関すること
- ③ 整備基本計画に関すること
- ④ 業務実施体制
- ⑤ スケジュール
- ⑥ 業務実績
- ⑦ 独自提案
- ⑧ 見積額の妥当性

2. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

提案者は、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。企画提案書等と異なる内容及び追加資料の配布は認めません。プレゼンテーションに続いて審査委員会によるヒアリングを行います。

- ① プレゼンテーションは、パワーポイント等のソフトウェアを使用して、企画提案書等の主旨を説明するものとし、時間配分は、1 提案者につき、概ね 35 分程度とします。（説明 20 分程度、質疑応答 15 分程度）
- ② 会場には、スクリーン、プロジェクタ、ポインタを用意します。パソコン、接続ケーブル等は持参してください。マイクは使用しないこととします。（プロジェクタ：RGB 端子及び HDMI 端子、スクリーン：横幅

約180センチ)

- ③プレゼンテーションの際に使用した電子データについてもPDFデータをCD等に格納して当日提出するものとします。

(5) 審査日程

令和6年7月11日(木)～令和6年7月17日 ※予定

会場や時間等の詳細は、参加資格審査結果通知と合わせて通知します。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、文書により、プレゼンテーション参加者全員に通知します。併せて、最優秀提案者の名称等及び審査の総合点数について、市のホームページに掲載します。なお審査結果に関して、来訪や電話、電子メールによる問い合わせには応じません。

(7) 留意事項

参加表明書及び企画提案書の提出が1者である場合は、評価点の平均が60点以上で合格とします。平均が60点未満の場合、又は参加表明書及び企画提案書の提出がない場合は、再度広告して申込書等の提出期限を延長するものとします。その際、必要に応じて参加資格の変更等を行うことがあります。

13 失格事項

下記の項目に該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記「5. のプロポーザル参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等の作成の要領及び提出方法、提出期限を遵守しない場合
- (3) 提案書類に虚偽の記載をしたことが発覚した場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 見積書の見積額(税込)が「2. (5) 委託上限額」を超えている場合
- (6) 公平な審査を阻害する行為があった場合

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより選定した最優秀提案者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行います。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 業務委託条件・仕様等は、契約締結時において、本市と優先交渉権者の

協議により、修正を行うことがあります。

- (4) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合、当該事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結します。
- (5) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合、本プロポーザルの審査結果の次点者と交渉を行います。
- (6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為に基づく契約であり、各会計年度における委託料の支払い限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとします。

令和6年度	5, 600, 000円
令和7年度	6, 700, 000円
令和8年度	6, 500, 000円
- (7) 委託料の支払いにあたっては、年度毎に作業の進捗にあわせた成果品等を提出し、検査を受けるものとします。

事業スケジュール（仮）

- | | | |
|-------|---------------|-----|
| 令和6年度 | 丸岡城城山整備基本構想策定 | |
| 令和7年度 | 丸岡城城山整備基本計画策定 | その1 |
| 令和8年度 | 丸岡城城山整備基本計画策定 | その2 |

15 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めません。ただし、必要により一部を再委託する場合は、坂井市教育委員会文化課と協議の上、その承諾を得るものとします。

16 成果物に関する権利の帰属

本委託業務により作成された成果物の使用权および著作権は、坂井市に帰属するものとします。

17 知的財産権等について

受託者は、すべての成果物が第三者の著作権・特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証することとします。

18 打合せ

本委託業務を進めるにあたっては、坂井市の担当者と打合せすることとし、その際には、受託者は坂井市に日程等の調整を依頼することとします。なお、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとします。

19 その他

(1) 参加報酬及び経費等

参加者等への報酬等はありません。また、参加申請書類及び企画提案書類作成に要した諸経費、旅費、その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、全額参加者の負担とします。

(2) 国の検査等への対応

本業務は、国の補助を受けて実施します。国の検査等が入った場合、必要書類の提出及び事情聴取等をされることがありますので、必ず関係書類等を保管し検査に対応できるようにしてください。

(3) 提出された書類等の取扱い

提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、坂井市情報公開条例及び坂井市個人情報保護条例の規定に基づき、開示する場合があります。

20 問い合わせ先

坂井市教育委員会事務局文化課

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

電 話 0776-50-3164

FAX 0776-68-1480

E-Mail bunka@city.fukui-sakai.lg.jp

担 当 堤、小林